

山陰海岸ジオパーク補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）の補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 推進協議会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、推進協議会長が別に定める。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、山陰海岸ジオパーク補助金交付申請書（様式第1号）及び推進協議会長が別に定める添付書類を推進協議会長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 推進協議会長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- 2 推進協議会長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 推進協議会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、山陰海岸ジオパーク補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第5条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更（推進協議会長が別に定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、山陰海岸ジオパーク補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、山陰海岸ジオパーク補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を推進協議会長に提出しなければならない。

- 2 推進協議会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を山陰海岸ジオパーク補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は山陰海岸ジオパーク補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第6条 補助事業者は、第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、山陰海岸ジオパーク補助金変更交付申請書（様式第7号）及び推進協議会長が別に定める添付書類を推進協議会長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 推進協議会長は、前項の申請があったときは、第4条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を山陰海岸ジオパーク補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)又は第4条の交付決定に係る推進協議会の会計年度が終了したときは、山陰海岸ジオパーク補助事業実績報告書(様式第9号)及び推進協議会長が別に定める添付書類を推進協議会長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第8条 推進協議会長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者へ命ずることができる。

- 2 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第7条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第9条 推進協議会長は、補助事業の完了に係る第7条及び前条第2項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山陰海岸ジオパーク補助金額確定通知書(様式第10号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 推進協議会長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第6条第2項の規定により変更された場合)にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第10条 推進協議会長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される山陰海岸ジオパーク補助金請求書(様式第11号)により補助金を交付する。

- 2 推進協議会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払又は部分払することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 推進協議会長は、補助事業者又は、補助金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事務若しくは事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。

- 2 推進協議会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を山陰海岸ジオパーク補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第12条** 推進協議会長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 推進協議会長は、第9条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
 - 3 推進協議会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

（財産の管理等）

- 第13条** 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、推進協議会が交付するシールを貼付するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第14条** 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、推進協議会長が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書を推進協議会長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
 - 4 補助事業者は、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、収入金報告書を推進協議会長に提出しなければならない。推進協議会長は、その収入の全部若しくは一部を推進協議会に納付させることがある。

（成果の継続報告）

- 第15条** 補助事業の内、推進協議会長が別に定める補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該補助事業に係る当該1年間の実績について、山陰海岸ジオパーク補助事業成果継続報告書（様式第13号）を推進協議会長に提出しなければならない。成果指標については、推進協議会長が個別に定める。

（暴力団の排除等）

- 第16条** 次のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に

「暴力団員」という。)若しくは暴力団員の統率下にある団体や個人。

(2) 補助事業者が法人や団体の場合にあつては、その役員(法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。)が暴力団員又は暴力団員の統率下にある場合。

(3) 政治活動や特定宗教に関する活動を目的とした団体や個人。

(4) 上記各号に掲げるもののほか、推進協議会長が別に定める団体や個人。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、推進協議会長が別に定める。